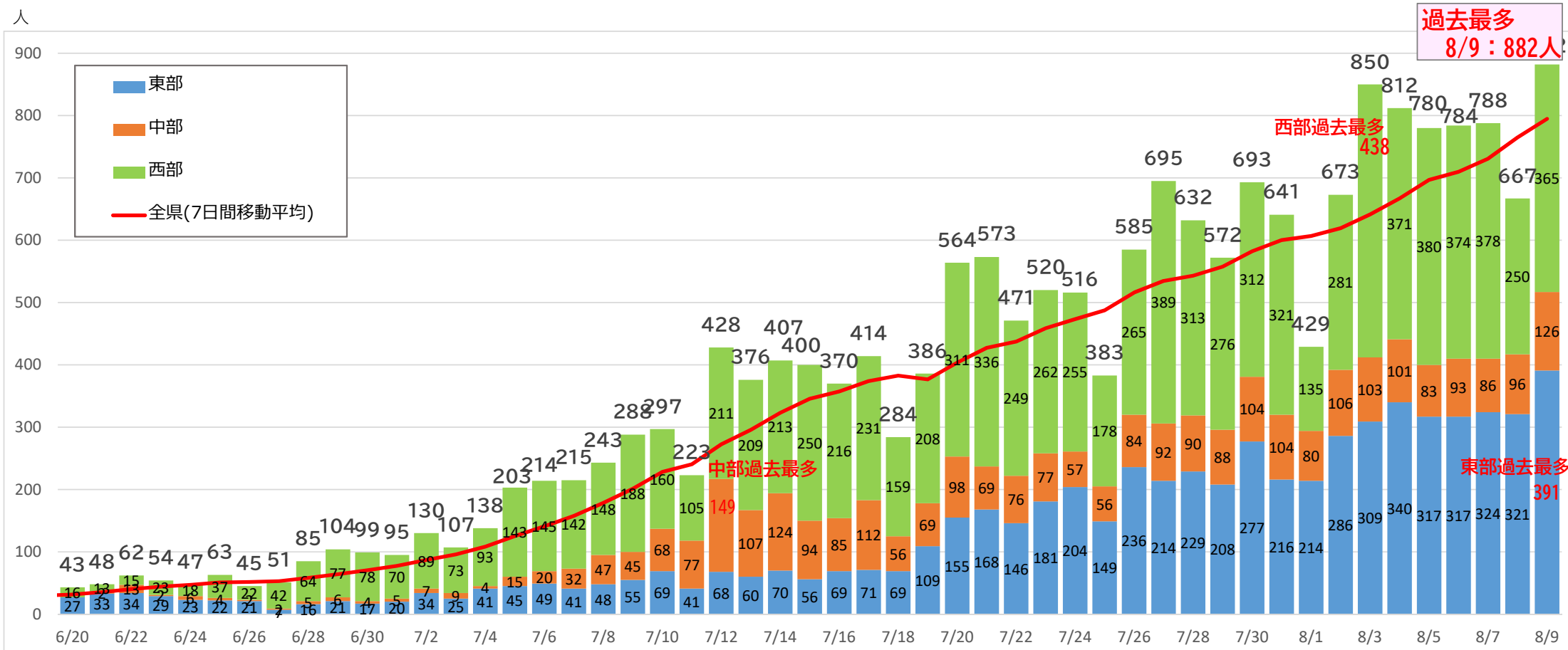


# 鳥取県新型コロナウイルスワクチン接種体制協議会（第15回） 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第244回） 合同会議

- 日時：令和4年8月9日（火）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：【ワクチン接種体制協議会委員】
  - 各市町村長
  - 公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長
  - 一般社団法人鳥取県東部医師会 石谷会長
  - 公益社団法人鳥取県中部医師会 安梅会長
  - 公益社団法人鳥取県看護協会 松本会長
  - 一般社団法人鳥取県薬剤師会 原会長
- 【鳥取市保健所】 長井所長
- 【鳥取大学医学部】 景山教授（アドバイザー）  
千酌教授（アドバイザー）
- 【県】
  - 知事、副知事、統轄監
  - 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、教育委員会
  - 東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
- 議題：
  - (1) ワクチン接種の推進について
  - (2) 県内の感染状況について
  - (3) その他

# 新規陽性者数の推移

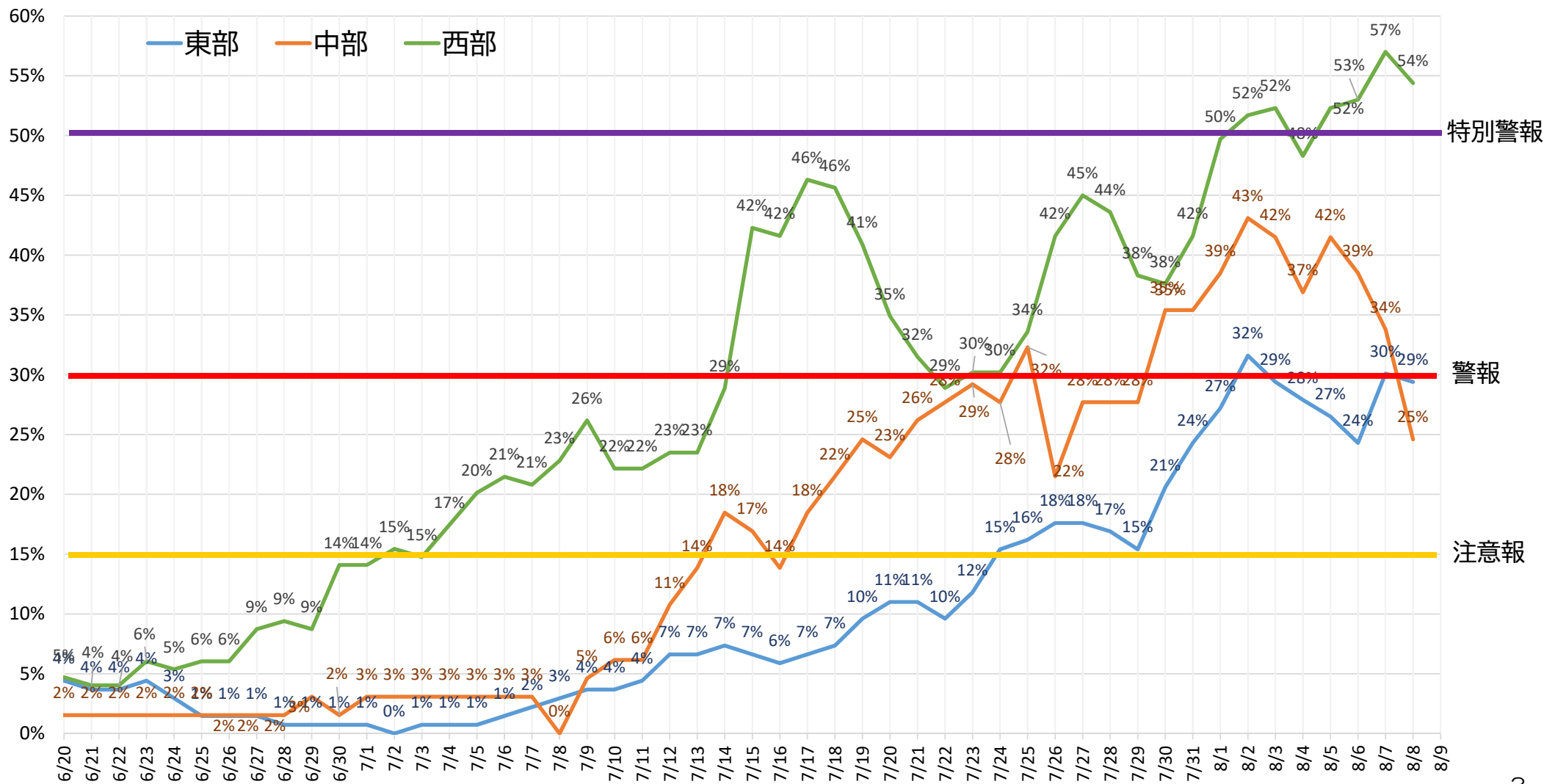
【公表日ベース】



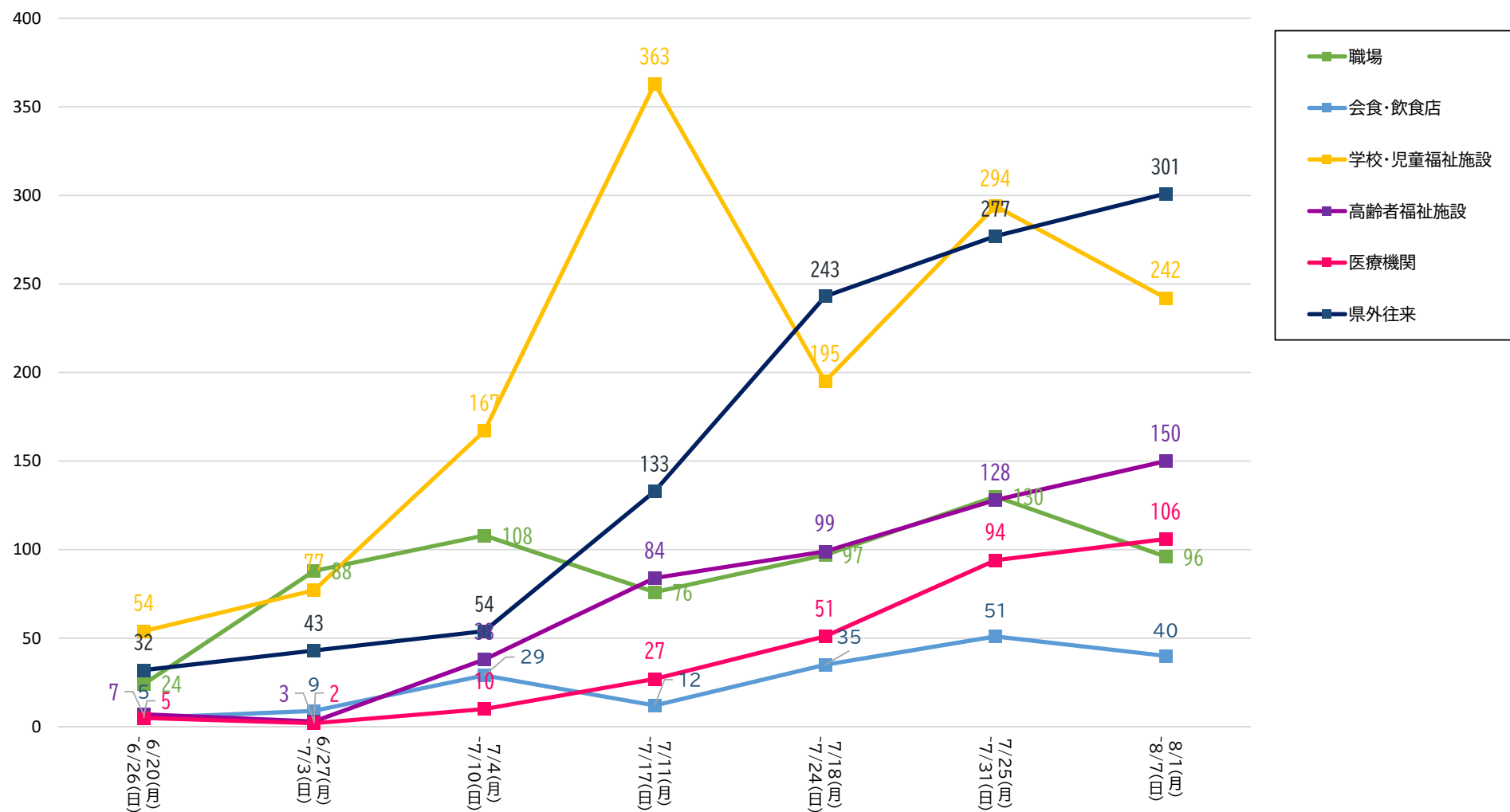
## 6/20～8/9保健所ごとの累計発表陽性者数

| 管轄保健所  | 鳥取    | 倉吉    | 米子    | 全県計    |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 累計陽性者数 | 6,492 | 3,040 | 9,897 | 19,429 |

# 病床使用率の推移



# 推定感染経路別の推移(7日間計)



# 緊急統一アピール お盆・帰省期間は特別の感染予防を

全国で未曾有の感染拡大が続き、本県も医療不機能や命への危険が急速に高まっています

お盆・帰省時期を迎え、イベントや集まりなどの交流・接触の機会が増加し、感染の爆発的拡大を引き起こしかねず、この時期は「特別の感染予防」を実践していくことが大切です

感染防止対策の徹底やワクチン接種をすることで、みんなで「安心な夏休み」にしましょう！

- お盆でも正しいマスクの着用、密を避けるなど基本的感染防止対策を
- 県外往来の際は、帰省前と帰省後に積極的な無料検査の受検を
- 人が集まる場面では、家庭でもお店でも、エアコン中も換気を
- 宴席・会食時は大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底を
- イベント等の前後も含めて大騒ぎをしないなど、感染拡大を起こさない行動を
- 発熱などの症状があれば、電話をした上で、医療機関の受診を

鳥取県

鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町

日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町

鳥取県医師会 鳥取県東部医師会 鳥取県中部医師会 鳥取県西部医師会

鳥取県看護協会

鳥取県薬剤師会

# 特措法第24条第9項による「**感染防止特別要請**」

全国と同様にBA.5系統の感染が急拡大しています。

命や健康、大切な人、医療、地域を守るため、みんなで協力して感染予防を徹底しましょう。

■ **区 域** 鳥取県全域

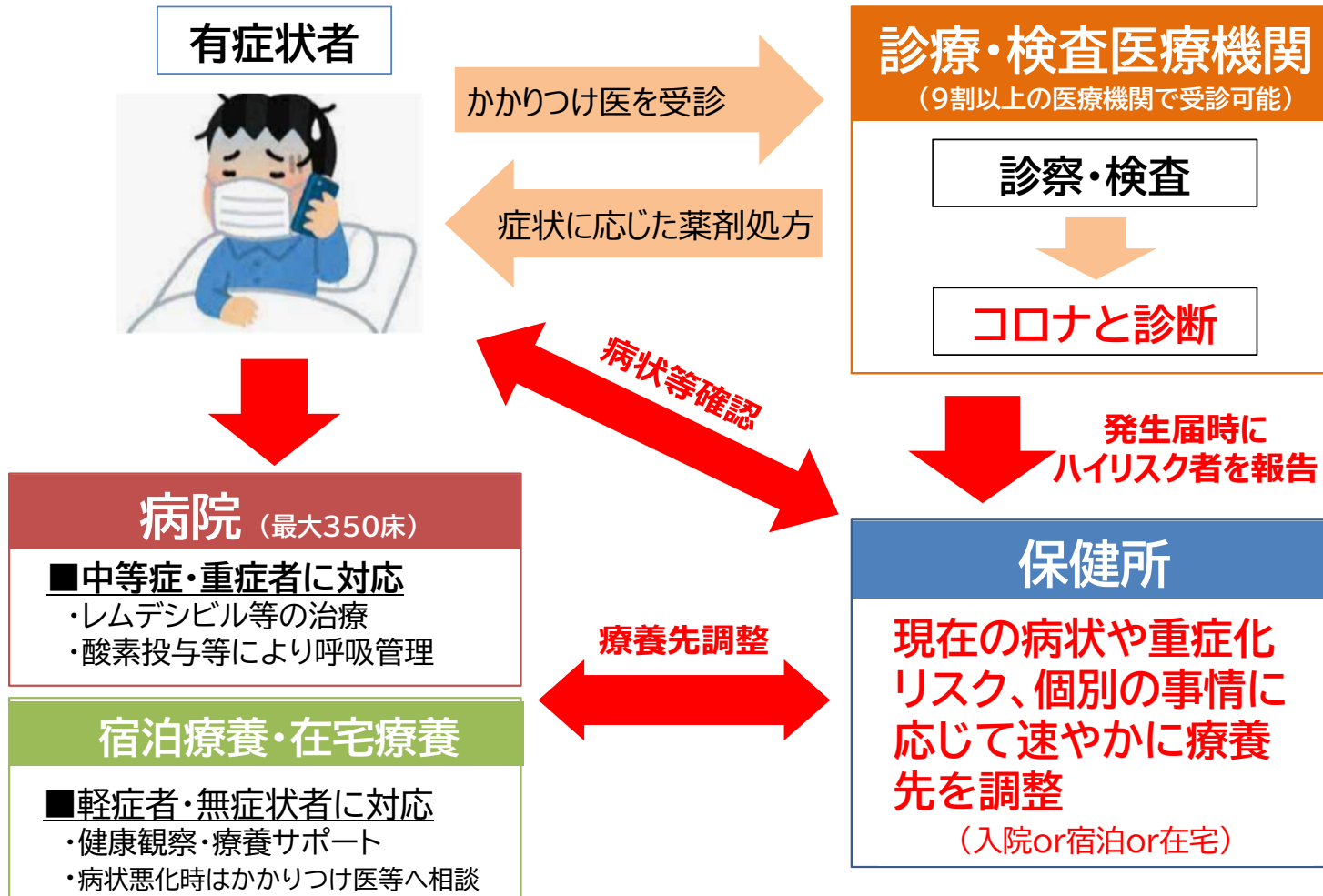
■ **期 間** 令和4年7月21日から8月31日まで

■ **要請内容**

- 飛沫を意識して、メリハリのある正しいマスク着用をお願いします。
- 感染リスクを下げるため、密を避けるようお願いします。
- 飛沫が付着しやすい共用物(電話機等)は、使用後に必ず消毒をお願いします。
- 基本的な感染防止対策の徹底やワクチンの追加接種をお願いします。
- エアロゾル感染が推測されるクラスターが発生しているので、換気が大切です。(エアコン使用時もこまめな換気をお願いします。)
- 人と人との距離の確保(2m程度)をお願いします。
- 宴席では、席を離れてお酌して回ることは控え、黙食・マスク会食をお願いします。
- 発熱等の症状があれば他の人に感染を広げかねません。命と健康を守るため、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 感染不安がある方は、積極的に無料検査を受検しましょう。
- 御自身や御家族の体調不良の際には、出勤・登校をお控えください。

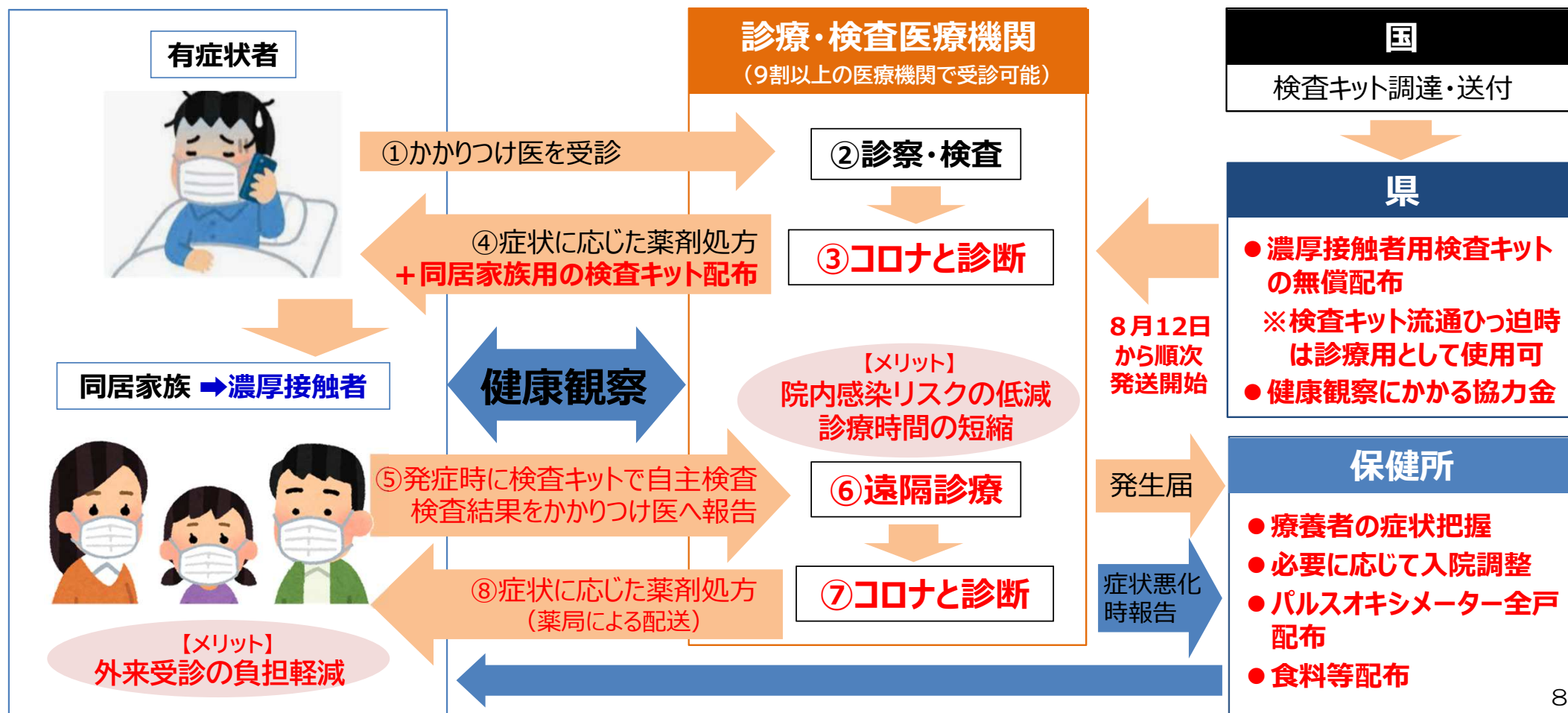
# ハイリスク患者のトリアージの迅速化

## 医療資源を重症化リスクの高い患者に充てる鳥取方式優先レーン



# 鳥取方式で在宅療養「家族みんなで健康システム」

8月12日(金)に国から検査キットが到着後、順次来週中にも医療機関へ配送





# お盆期間中の医療・相談体制

■ 受診の際は、事前に各医療機関又は以下の受診相談センターにご連絡ください。

| 受付時間       | 連絡先   |                   |                   |
|------------|---|-------------------|-------------------|
| 9:00～17:15 | ☎ <b>0120-567-492</b> FAX <b>0857-50-1033</b><br>上記につながらない場合は、新型コロナ対策本部(0857-26-7958、9:00～17:15)まで。 |                   |                   |
| 上記以外の時間    | 東部 ☎ 0857-22-8111   | 中部 ☎ 0858-23-3135 | 西部 ☎ 0859-31-0029 |

■ 圏域ごとの急患診療所を中心に外来診療体制を確保します。また、診療・検査医療機関の一部が開院して受診相談センターから紹介された患者の診療に対応します。(東部:60、中部:32、西部:86、県計:178箇所)

| 区分                                   | 8/11(木祝)    |    | 8/12(金)     |    | 8/13(土) |    | 8/14(日)     |    | 8/15(月)     |    | 8/16(火)     |    | 備考                                 |
|--------------------------------------|-------------|----|-------------|----|---------|----|-------------|----|-------------|----|-------------|----|------------------------------------|
|                                      | AM          | PM | AM          | PM | AM      | PM | AM          | PM | AM          | PM | AM          | PM |                                    |
| 東部<br>東部医師会急患診療所<br>(☎ 0857-22-2782) | 9:00～17:00  |    | 19:00～22:00 |    |         |    | 9:00～17:00  |    |             |    | 19:00～22:00 |    | 内科・小児科                             |
|                                      | 19:00～22:00 |    |             |    |         |    | 19:00～22:00 |    |             |    |             |    |                                    |
| 診療・検査医療機関の開院数                        | 3           | 1  | 39          | 35 | 12      | 7  | 1           | 1  | 11          | 9  | 41          | 44 |                                    |
| 中部<br>中部休日急患診療所<br>(☎ 0858-22-5780)  | 9:00～21:00  |    |             |    |         |    | 9:00～21:00  |    |             |    |             |    | 内科・小児科。※12:30～13:30、17:00～18:00は休憩 |
|                                      |             |    |             |    |         |    |             |    |             |    |             |    |                                    |
| 診療・検査医療機関の開院数                        | 6           | 4  | 21          | 21 | 8       | 3  | 4           | 4  | 5           | 5  | 25          | 25 |                                    |
| 西部<br>西部医師会急患診療所<br>(☎ 0859-34-6253) | 9:00～22:00  |    | 19:00～22:00 |    |         |    | 9:00～22:00  |    | 19:00～22:00 |    |             |    | 内科・小児科                             |
|                                      | 10:00～17:00 |    |             |    |         |    | 10:00～17:00 |    |             |    |             |    |                                    |
| 診療・検査医療機関の開院数                        | 5           | 4  | 57          | 56 | 14      | 5  | 1           |    | 12          | 12 | 72          | 69 |                                    |

■ 8/13～16の間、有症状で医療機関が見つからない方  
東・中・西部に会場を設け、希望者に抗原定性検査キットを配布します。  
予約が必要ですので、県ホームページ掲載の連絡先にご相談ください。

# みなさんの力で救急医療を守りましょう

新型コロナの感染拡大で、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出ています。医療機関の適切な利用にご協力ください。

## [通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

## [症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。  
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

**受診相談センター 0120-567-492**(毎日9時から17時15分) ファクシミリ 0857-50-1033

その他の時間:東部 0857-22-8111、中部 0858-23-3135、西部 0859-31-0029

その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000

# お盆期間も無料検査(PCR検査等)をご活用ください

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。  
帰省前、帰省先から戻った際には、お近くの検査所へご予約ください。  
ご不明な点はコールセンターへご相談ください。

※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)

- お盆期間中、米子港など県内の主要な検査所の拡充を図り、県内97ヶ所の無料検査所において8月31日まで検査実施中です。

※お盆期間中は、県内の主要な検査所の拡充(1日816件⇒1,238件)など、無料検査体制を確保

※東部:41ヶ所、中部:24ヶ所、西部:32ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載

## 感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



## ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



# お盆や帰省など、この夏は最大限の感染対策を

## ① 県外往来の際は、今まで以上に感染対策の徹底を

- お出かけの際は、人混みなどの密を避ける、正しいマスクの着用、消毒徹底
- 県外往来から帰ってきた後は積極的に無料検査を受検
- 県外から来県される皆様も、来県前のワクチン接種の完了及び積極的な無料検査の受検

## ② お盆時期の親戚・友人など近しい人との交流でも感染防止に注意を

- 人が集まる場面では家でもお店でもエアコン中も換気（2方向の窓を開けて空気の流れを意識した換気を）
- 宴席・会食時の密は絶対避ける、乾杯・回し飲みの禁止、黙食・マスク会食の徹底
- 誰もが『少しでも体調が悪ければ参加しない』を当たり前に

## ③ イベント開催はより一層の注意レベルを上げた対策を

- 開催2週間前までに100人以上のイベントは県への「感染防止安全計画」の届出
- 屋内外問わず大声を出さない、メリハリつけたマスク着用、屋台や出店での密集回避・入場制限など密にならない環境づくり、スタッフの体調管理など基本的な感染対策の徹底
- 特に屋内イベントは十分な換気対策（広めの会場で30分に1回数分程度の窓全開換気など）
- イベント前後の会合も万全の感染対策を。特に会食は認証店を利用し黙食・マスク会食を徹底

# 保育所・幼稚園等 クラスター防止特別対策

保育所での感染が拡大しています  
可能な場合は登園を控え、家庭での保育をお願いします

## ○合同保育(異年齢合同クラス、早朝延長保育)により、園全体へ感染が拡大

(事例)朝夕の預かり保育、土曜保育等で合同保育していた異年齢児の間で感染、その後他クラスへ感染拡大

### <合同保育の際の工夫>

- ・クラスごとの保育が難しい場合は、マスク着用の有無等でグループ分けを行いましょう
- ・一部屋で保育を行う場合も、パーティションで仕切るなど、園児同士の接触の機会を減らしましょう

## ○マスク着用が難しい3歳未満児や、マスクを外しがちの園児が感染

(事例)マスクをしていない3歳未満児、マスクを外したりずらしたりして常時着用できていない3歳以上児が感染

### <消毒・手洗いの徹底>

- ・マスク着用のない園児の場合、特に床・テーブル・おもちゃなどの消毒を徹底しましょう

### <正しいマスクの着用の徹底>

- ・正しいマスクの着用(あごマスク、はなマスクはダメ)を、繰り返し呼びかけましょう

# 放課後児童クラブ等 クラスター防止特別対策

夏休みに入り、放課後児童クラブ等におけるクラスター事案が複数発生しています。改めて、感染予防の意識を高め、より一層の警戒をお願いします。

## <最近のクラスター事案で確認された課題>

○体調不良にもかかわらず職員・児童が出勤・登所していた

⇒保護者に丁寧に説明し、児童本人や家族が体調不良(発熱、のどの痛み、下痢等)の場合は、登所しないよう協力を呼びかけましょう

体調不良時に職員が休みやすい環境・体制づくりに取り組み、異変があれば早めに受診をしましょう  
抗原検査や無料PCR検査等を活用するなど、健康管理を行いましょ

○一部の児童が普段からアゴマスクになっていたり、マスクを外していた

⇒児童に対してマスクの正しい着用を繰り返し声掛けしましょう

○施設の広さの関係などにより、児童同士の距離が確保できていない

⇒学校から空き教室・体育館等の提供を受け、クラスを分けるなど、教室内での密を避けましょ

○行事等での使用車両の換気対策が不十分

⇒車の中でも2方向の窓を開けて空気を入れ換え、マスクを着用ましょ

◆各放課後児童クラブにおいて緊急自主点検(8/4~8/12)を生かして、感染対策を改善ましょ。

◆感染拡大期は、可能な範囲で家庭で過ごすことましょ検討ください。

## 部活動や地域スポーツの場面における感染防止対策

大きな大会でのクラスターなど、部活動・スポーツ活動による感染事例が急増しています。大会などスポーツの機会が多いこの時期、より一層の感染対策をお願いします。

○指導者・顧問、児童、生徒及び保護者の皆様へのより強い呼びかけ

○スポーツ大会主催者への周知の徹底

- ◆ 屋内競技は定期的に会場全体の換気を
- ◆ プレイヤー以外(監督・ベンチの選手・観客等)はマスクを正しく着用し、接触(ハイタッチ・ハグ等)など密集・密接となる行為は控える
- ◆ 手指消毒や共用具(部活動の道具等)の定期的な消毒を徹底
- ◆ 大声での応援は控え、競技中の声かけは最小限に
- ◆ タオルやボトル、コップなどを共用しない
- ◆ 車での移動時や休憩時、更衣室などでの会話はマスク着用
- ◆ 更衣室の換気の徹底、利用は少人数、短時間で
- ◆ 対策が十分取れない場合は延期や中止も検討を



十分な水分補給など  
熱中症対策も！

県ガイドラインや競技団体・大会主催者等が定めたガイドラインに則った対策の徹底をお願いします。

# 社会福祉施設における施設内感染の防止 ～クラスター実地指導事例を踏まえた対策の強化～

○社会福祉施設でのクラスターが多数発生しています。  
消毒、換気を一層徹底し、感染予防に努めてください。



## 【最近のクラスター発生時の指導事例】

- ・消毒に関し、次の二点が守られていない施設が複数ありました。今一度ご確認ください。
  - ×アルコール濃度70%未満、あるいは濃度の表示がない消毒を使用
  - ×次亜塩素酸ナトリウムの作り置き(効果が下がります。)
    - ⇒ ○消毒は適切なアルコール濃度(70%以上)のものを使用。
    - 次亜塩素酸ナトリウムは作り置きせず、こまめに作り、使い切るようにしてください。
- ・クラスター発生施設では、換気対策が不十分な例が目立ちます。
  - △1日3回、窓を開けて換気。 △窓が1個所しかない。 △サーキュレーターを首振りで使用。
    - ⇒ ○2か所の窓を常時開放、サーキュレーター等を使用し風の流れを意識する。

⇒ 対策を高度化しましょう

[望ましい空気の流れ] エアロゾルを発生しうる(マスク出来ない)人 ⇒ サーキュレーター ⇒ 窓

◎エアロゾル発生が多いエリアから排気し、部屋の反対側から外気を取り入れましょう。



# 医療機関クラスター防止特別対策

○ B A. 5 系統の強い感染力の影響で、医療従事者や入院患者など医療機関での院内感染事例が増え続けている。

⇒ 診療体制への影響を最小限に抑えるため、院内への持ち込み防止策及び院内発生時の抑え込みの対策強化などの重要性を改めて周知。

## 1 院内への持ち込み防止策

### ①職員への対応

- ・日頃の健康管理、出勤前の健康チェック・体温測定の実施、体調不良時の出勤見合わせの徹底。
- ・職員の家族が陽性となった時点で、感染可能期間(過去2日間)に当該職員と接触があった職員・患者に対し、PCR検査又は抗原検査を、その後三日間継続して実施。(県10/10補助制度の活用)

### ②患者への対応

- ・患者の入院時検査にあたって、転院の場合の必須化、入院時検査で陰性が確認された場合であっても、入院後の体調変化を見逃さず必要に応じて検査を実施。

## 2 院内での感染抑え込みに係る対応

- ・個室より感染リスクが高まる大部屋における患者間の感染対策徹底のため、患者へのマスク着用の積極的な働きかけ、患者との接触度合いが高い医療従事者(リハ職員、看護助手等)における感染防護策の強化。(フェイスシールド、アイシールド着用)
- ・エアロゾル対策として、N95マスクの積極的な活用を推奨。

⇒ 院内で陽性者多数発生時に着用を推奨しているが、より早い段階での着用を推奨。

## お盆や帰省など、この夏は最大限の感染対策を～県外往来～

夏休みやお盆時期は県外往来の機会が増えます。県外往来をきっかけに感染が広がる事例もありますので、**県外往来する際は今まで以上に感染対策をパワーアップし、御自身と大切な人を守りましょう。**

県外にお出かけする際は、

- ✓ 基本的な感染対策が最も重要です。正しいマスクの着用、消毒の徹底、人混みなど密を避けるなど感染対策をパワーアップしましょう
- ✓ 飲食の際は、感染対策が徹底されたお店を利用し、黙食・マスク会食をお願いします

県外から来県、帰県される際は、

- ✓ 来県前後1週間は、大人数での会食など感染リスクの高い行動は控えましょう
- ✓ 家庭内でも感染対策を徹底しましょう(宿泊施設の利用も検討しましょう)

県外にお出かけする際も鳥取県にお越しになる際も、

- ✓ 積極的に無料検査を受けてください
- ✓ 体調が悪い時は、無理をせず県外往来は避けましょう

# お盆や帰省など、この夏は最大限の感染対策を～近しい人との交流～

お盆・帰省等で普段会わない親戚・友人や高齢者と接する機会が増えます。人が集まる場では、ご家庭でもお店でも、特に注意レベルを上げて基本的感染対策の徹底をお願いします。

## 近しい人との交流時の感染対策のポイント

- **ご家庭でもお店でもエアコン中も換気の徹底を**
  - ・ エアコン使用中も2方向の窓・ドアを開けるなど空気の流れを意識した換気の徹底を！
  - ・ 窓開け換気は、数分間、窓・ドアを全開に！
  - ・ 飲食店でも、機械換気(換気扇)に加えて窓開け換気が重要。CO2モニターの活用も効果的！
- **大人数を避けるなど密は絶対避ける**
  - ・ 定員以上の人を部屋に入れる・狭い部屋で会食を行うなど密な空間での会食は控えましょう！
  - ・ ホームパーティでも、密にならないような規模（人数・部屋の広さ）での実施を！
- **黙食・マスク会食の徹底**
  - ・ 親しい間柄でもパーテーションを外したり・大騒ぎは控えてください！
  - ・ 乾杯・回し飲みは控えましょう！
- **無料検査や体調管理による感染の流入防止**
  - ・ 少しでも体調がすぐれない場合は、会食に参加しない。飲食店は従業員を無理せず休む・休ませる
  - ・ 夏休み・お盆等で普段会わない友人等との会食前には検査で陰性確認を

# お盆や帰省など、この夏は最大限の感染対策を～イベント開催～

感染力が強まっており、人が集まる夏祭りやイベントはより注意が必要です。  
準備段階から感染防止対策を強化し、慎重を期して開催をお願いします。

## 換気の徹底

- ・屋内イベントは、広めの会場で、**十分な換気対策**  
(換気扇による常時換気、又は30分に1回数分程度窓を全開にして、空気を完全に入れ換える)
- ・エアコン使用時も窓開け換気

## 出演者・スタッフの対策

- ・体調を確認し、**体調不良時は参加しない**
- ・**控室内での換気の徹底、距離の確保**
- ・県外からの出演者は、**来県前にPCR受検を推奨**

## 来場者への対策

- ・屋台・出店等での**密集回避や入場制限**
- ・入場時に**検温を実施**し、発熱等の症状がある者の参加を断る
- ・イベント参加者の**連絡先の把握**(1か月程度)

## マスク着用・消毒

- ・マスクの常時着用呼びかけの徹底  
(屋外で十分な距離が確保できる場合を除く)
- ・大声は出さない
- ・マイクを使用する場合、使用の都度消毒

**イベント前後の会合についても万全の感染防止をお願いします。**  
**特に、会食は、認証店を利用し黙食・マスク会食を徹底**するようにお願いします。

※なお、100人以上のイベントを開催する場合は、県へ**感染防止安全計画の届出**をお願いします。

# お盆や帰省など、この夏は最大限の感染対策を～事業所での対策～

十分な換気などエアロゾル感染対策を徹底するとともに、可能な事業所については、**お盆期間中の「分散・交代勤務」や「テレワーク」の実施をお願いします**

## マスク着用

マスク着用する際は「鼻出しマスク」や「アゴマスク」にならないよう正しい着用を職場内で呼びかけ

## 換気の徹底

エアコンをつけていても30分に1回、数分程度の窓開け換気をお願いします

## 共用物の消毒

飛沫が付着しやすい電話機やマイクは使用後に必ず消毒を行う

## 体調不良時の出勤

従業員本人及びご家族が体調不良時に無理せず休めるよう、休みやすい職場環境づくり

## 検査勧奨

従業員が陽性となった時は、他の従業員や来訪者などに対して幅広に無料PCR検査の受検勧奨を

### 低リスクな勤務形態

- 症状のある従業員の出勤自粛(休みやすい環境づくり)
- お盆期間の出勤者の削減
- 交代勤務や分散勤務

### Withコロナの働き方

- テレワークの常態化
- テレビ会議の活用等による柔軟な就業形態の実現

### 事業継続への備え

- 優先業務の選定と体制確保  
※継続すべき業務と縮小可能な業務の選定
- 多数の欠勤者が生じた場合の体制の備え

# ワクチン接種に係る今後の動向について

## 【8/8 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会での審議】

### ○オミクロン株対応ワクチンを予防接種法に基づく予防接種に位置づける方針を決定

接種対象者：初回接種(1・2回目接種)を完了したすべての方

ワクチンの種類：「BA. 1対応型」(mRNAワクチン ファイザー社製/モデルナ社製)

※従来型ワクチン(武漢株)との2価ワクチンである「BA. 1対応型」、「BA4/5対応型」の2種類で、ファイザー社及びモデルナ社が開発中。分科会において、いち早く利用可能となる「BA. 1対応型」を使用することが妥当と判断。

※ワクチンの効果:従来株ワクチンと比較してファイザー社は1.97倍、モデルナ社は1.75倍中和抗体価が上昇

接種の開始時期：令和4年10月半ば以降を見込む

※接種間隔を5か月とした場合、60歳以上の高齢者は12月以降、60歳未満は令和5年1月以降に多くの方の接種が可能と国が提示

### ○小児ワクチン(5-11歳)について新たな知見が示され、有効性、安全性が得られたことから接種を努力義務化

<米 国> 発症予防効果 接種から2-4週後:60.1%、5-8週後:28.9%

<シンガポール> 発症予防効果 2回接種から7-14日:48.8%、60日以上:25.6%

入院予防効果 2回接種から7-14日:87.8%、30-59日:80.4%

## 本県の対応

- ◆ 秋のワクチンを待つのではなく、感染が拡大する中、最良の手段として、今あるワクチンの速やかな接種を医療機関・市町村等関係機関と連携して進める。
- ◆ オミクロン株対応型ワクチンについては、詳細が判明次第、速やかに対応する。  
<参考> 8/7時点 3回目接種率 鳥取県:62.9% 全国:63.4%、4回目接種率 鳥取県:13.5% 全国:12.4%
- ◆ 小児接種の努力義務化や、ワクチンの効果等をわかりやすく周知し、小児接種を加速する。  
<参考> 8/7時点 小児接種率(1回目) 鳥取県:23.2% 全国:20.4%

※ 対象者、接種間隔等の詳細については、今後得られる情報を踏まえて引き続き検討。

# お盆期間中のワクチン接種(感染と重症化を予防しましょう！)

**感染が拡大する中、現時点での最良の手段として、  
今あるワクチンを速やかに接種してください。**

(参考) 本県の3回目接種件数：350,362人 (62.9%) ※8月7日時点 全国：63.4%  
4回目接種件数：75,099人 (13.5%) ※8月7日時点 全国：12.4%

**お盆期間に接種可能な会場** ※個別医療機関でも接種可能です

## <市町村集団接種会場・開催日>

鳥取市 福祉人材研修センター：13日(土) 米子市 ふれあいの里：13日(土) 14日(日)  
倉吉市 市役所第二庁舎：14日(日) 境港市 済生会境港総合病院：12日(金) 13日(土)  
岩美町 岩美病院：12日(金) 智頭町 智頭病院：12日(金)  
伯耆町 農村環境改善センター：13日(土) ※時間等詳しくは各市町村にお問い合わせください

## <県営会場・開催日>

イオンモール日吉津： 13日(土) (5~11歳の小児・18歳以上)  
午後1時~4時  
(最終受付時間：3時30分) 14日(日) (12~17歳の方)



# 保健所応援特別強化週間

新規陽性者数が高止まりする中、陽性者数の更なる増加にも対応できるように保健所応援態勢を380人に加えて更に強化

## 保健所応援特別強化週間 (8/9~8/19・2週間)

○職場内の感染予防対策のため 職員の密度を下げる

(ただし、陽性者の増に対応できるよう連絡体制は確保)

○県庁全体で 業務を先送りにし、出勤中の職員は 原則として保健所応援業務を実施

### ◆通常業務はやむを得ないものを除いて全て先送り

・陽性者の高止まり傾向を踏まえて、更なる感染拡大に対応できるよう業務を先送りする

### ◆市町村との連携

・米子市周辺市町村から保健師等の応援受け入れを継続するなど市町村とも連携して保健所業務応援を強化

### ◆外部委託の推進

・自宅から療養先等への患者移送業務

・在宅療養者への「パルスオキシメーター貸与・回収」「食料配布」、在宅療養者の健康観察業務の一部

・新たに疫学調査の聞取業務の一部を外部委託化 (300件/日) し、陽性者数に応じて拡大を検討



## 「鳥取県版 新型コロナ警報」 (8月9日現在)

西部地区に「特別警報」、東部地区及び中部地区に「警報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

| 地域   | 発令区分 | 備考   |
|------|------|------|
| 東部地区 | 警報   | 8/4～ |
| 中部地区 | 警報   | 8/2～ |
| 西部地区 | 特別警報 | 8/4～ |

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)  
<最大確保病床使用率(8/8)> 東部(29.4%)、中部(24.6%)、西部(55.0%)

# 県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が急拡大していることから、**県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出**しています。

特に家庭、学校、保育施設で子どもたちの感染が増えていますので、換気やマスクの着用など、今一度、対策の徹底をお願いします。

引き続き感染対策の徹底をお願いします。

| 地域   | 区分       | 備考    | ①10万人あたり新規陽性者数【7日間累計】<br>注意:100人/週<br>警戒:200人/週 | ②感染経路不明数【7日間移動平均】<br>注意:東西 10人/日<br>中 5人/日<br>警戒:東西 30人/日<br>中 15人/日 | ③新規陽性者数の前週比【3日間累計】<br>注意:増加<br>警戒:1.5倍 |
|------|----------|-------|---|--|--|
| 東部地区 | 感染拡大警戒情報 | 7/20～ | 1,033.0人/週                                      | 108.4人/日   | 1.45倍                                  |
| 中部地区 | 感染拡大警戒情報 | 7/11～ | 693.6人/週  | 22.0人/日  | 1.06倍                                  |
| 西部地区 | 感染拡大警戒情報 | 7/4～  | 1,112.6人/週                                      | 123.4人/日   | 1.35倍                                  |

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※**レベルⅡ**:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

**Ⅲ**:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

| 判断指標                           | 数値(8月8日現在)                       | 本県独自目安<br>(状況を踏まえ総合的に判断) |        |        |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------|--------|--------|
|                                |                                  | Ⅱ                        | Ⅲ      | Ⅳ      |
| 新規陽性者数(対人口10万人/週)              | 1,005.2人<br>(5,563人/55.3万人×10万人) | 50人/週                    | 150人/週 | 250人/週 |
| 最大確保病床使用率                      | 39.4%<br>(138/350床)              | 15%                      | 50%    | 80%    |
| 重症病床使用率<br>(重症者以外が使用している場合も計上) | 0.0%<br>(0/47床)                  | —                        | 50%    |        |

| 参考指標            | 数値(8月8日現在)                       |
|-----------------|----------------------------------|
| 療養者数(対人口10万人/週) | 1,274.1人<br>(7,051人/55.3万人×10万人) |
| PCR陽性率(直近1週間)   | 31.7%<br>(5,563人/17,534件)        |
| 感染経路不明割合(直近1週間) | 集計中                              |

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが8/8（月）に確認されたため、条例に基づき対応する。

## 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

| 番号  | 発生施設等         | 特定施設 | 所在地等 | 陽性者数 | 陽性者確認日 |
|-----|---------------|------|------|------|--------|
| 294 | 県立鳥取工業高等学校    | ○    | 鳥取市  | 7名   | 8/2～5  |
| 295 | 高齢者福祉施設       | ○    | 岩美町  | 11名  | 8/3～5  |
| 296 | 認定こども園        | ○    | 鳥取市  | 9名   | 8/4～6  |
| 297 | 放課後児童クラブ      | ○    | 鳥取市  | 6名   | 8/4～7  |
| 298 | 高齢者福祉施設       | ○    | 東伯郡  | 15名  | 8/3～7  |
| 299 | 倉吉市立社（やしろ）保育園 | ○    | 倉吉市  | 19名  | 8/6～7  |
| 300 | スポーツ大会（催物）    | —    | 米子市  | 14名  | 8/2～4  |
| 301 | 高齢者福祉施設       | ○    | 米子市  | 17名  | 8/4～6  |

## 2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養、宿泊療養または在宅療養を行う。

**※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。**

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（294例目）

## 県立鳥取工業高等学校

| 陽性者数    | 所在地 |
|---------|-----|
| 学校関係者7名 | 鳥取市 |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。陽性者が発生した部活動は、8/2（火）から活動を休止し、学校は、陽性者が使用していた施設の消毒及び感染防止対策を行った。

### 公表について（第7条）

- 学校は、施設名を公表することを了解済み

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（295例目）

## 高齢者福祉施設

| 陽性者数       | 所在地 |
|------------|-----|
| 入所者及び職員11名 | 岩美町 |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所は名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（296例目）

## 認定こども園

| 陽性者数   | 所在地 |
|--------|-----|
| 園関係者9名 | 鳥取市 |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/6（土）から感染場所と推定される一部クラスを閉鎖し、施設運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（297例目）

## 放課後児童クラブ

| 陽性者数       | 所在地 |
|------------|-----|
| 児童クラブ関係者6名 | 鳥取市 |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/8（月）から閉鎖している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。



# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（298例目）

## 高齢者福祉施設

| 陽性者数       | 所在地 |
|------------|-----|
| 入所者及び職員15名 | 東伯郡 |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所は名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（299例目）

## 倉吉市立社（やしろ）保育園

| 陽性者数      | 所在地 |
|-----------|-----|
| 保育所関係者19名 | 倉吉市 |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/6（土）午後から臨時休園している。

### 公表について（第7条）

- 市は、施設名を公表することを了解済み

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、特定施設であることから、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（300例目）

## スポーツ大会（催物）

| 陽性者数     | 催物の行われた場所 |
|----------|-----------|
| 大会関係者14名 | 米子市       |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 催物の主催者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、催物の主催者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、大会開催以降、活動を行っていない。

### 公表について（第7条）

- 催物の主催者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（301例目）

## 高齢者福祉施設

| 陽性者数       | 所在地 |
|------------|-----|
| 入所者及び職員17名 | 米子市 |

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所は名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

<ところとからだの相談窓口>

| 相談機関         | 受付時間                    | 電話           | FAX          |
|--------------|-------------------------|--------------|--------------|
| いのちの電話相談     | 12:00~21:00<br>(土日祝を含む) | 0857-21-4343 | —            |
| 県立精神保健福祉センター | 8:30~17:15<br>(土日祝を除く)  | 0857-21-3031 | 0857-21-3034 |
| 鳥取市保健所       |                         | 0857-22-5616 | 0857-20-3962 |
| 中部総合事務所倉吉保健所 |                         | 0858-23-3127 | 0858-23-4803 |
| 西部総合事務所米子保健所 |                         | 0859-31-9310 | 0859-34-1392 |